

質 疑 応 答 書

件 名 家屋評価システム賃貸借

質問事項

1. 保守は、契約に含まないという認識でよろしいでしょうか。
2. 契約対象のソフトウェアの使用権は5年間であるため、賃貸借期間終了後は契約終了となり、再リースとして契約継続することはできないとの認識でよろしいでしょうか。
3. 契約期間終了後、使用権を抹消することとありますが、満了時点で賃貸人がデータ消去等の作業を行う必要はないということでしょうか。
4. 納入業者指定の入札のため、万が一納期遅延があった場合は、貴市と納入業者間で問題解決を図り、受注者に責は及ばないという認識でよろしいでしょうか。
5. リース対象がソフトウェアのみですが、ソフトがインストールされるハードウェアの品名・型番をご教示いただけますでしょうか。またそのハードウェアは、貴市所有の機器でしょうか、それともリースしている機器でしょうか。
リースの場合、所有のリース会社名をご教示いただけますでしょうか。
6. 今回賃貸借対象物件は、ソフトウェアライセンスのみの契約となりますが契約保証金免除のために提出する契約実績については、パソコン等の機器の契約実績を提出することでも、免除は認めていただけますでしょうか。

回 答

1. お見込みのとおりです。
 2. お見込みのとおりです。
 3. お見込みのとおりです。
 4. お見込みのとおりです。
 5. 品名：PRIMERGY RX2530 M6
型番：RX2530M6R1 です。
FLCS（株）からのリース物品となります。
なお、仮想マシンでの構築を予定しており、賃貸借期間においてホストマシンは変
-

更になる可能性があります。また、変更になる場合においても受注者の作業は発生しません。

6. 契約保証金免除につきましては、市HPに掲載している「契約保証金について」をご確認ください。個別具体的な内容の判断は、落札者決定後に提出いただく資料を確認し決定いたします。
-

質 疑 応 答 書

件 名 家屋評価システム賃貸借

質問事項

1. 本件、ソフトウェアをインストールする物件の所有権は貴市に帰属されていますでしょうか。違う場合は所有者を教えてくださいませんか
2. 賃貸借物件に関しまして、本件契約に不適合が生じた場合、その際の対応責任は物件供給者にあり、リース会社にその責任は生じないという認識でよろしいでしょうか。
3. 万が一の想定にはなりますが、物品供給者の都合により納品が遅れた場合、リース会社に責任はないという認識でよろしいでしょうか。
4. 賃貸借料のお支払いについては初回 2 月末の毎月払いという認識でよろしいでしょうか。
5. 賃貸借契約書に関しまして、リース会社書式の契約書を使用するという認識でよろしいでしょうか。
もし異なる場合は、本件契約書の雛形を事前に関示いただいてもよろしいでしょうか。
6. 仕様書ページ 1
旧機器解体含む、とありますが具体的にはどのような趣旨でしょうか。
つきましては、旧機器の各物品の内訳と数量を教えてくださいませんか。
7. 契約保証金の免除につきまして、三郷市契約規則第 17 条(3)が適用の場合免除と認識してよろしいでしょうか。

回 答

1. 所有権の帰属は FLCS（株）となります。
 2. お見込みのとおりです。
 3. お見込みのとおりです。
 4. お見込みのとおりです。
-

5. 契約書式・契約約款は市の書式となります。契約書式については公開しておりませんが、契約約款については市HPに掲載している「三郷市賃貸借契約約款【固定資産税賃借人負担なし】」になります。

6. 現在使用している家屋評価システム「HOUSAS」用機器をラックから外すことです。旧機器の各物品の内訳と数量は下記のとおりになります。

- ・サーバ機 × 1
- ・無停電電源装置 × 1

7. お見込みのとおりです。市HPに掲載している「契約保証金について」をご確認ください。
